

意見書案第 20 号

雇用確保とよりよい労働環境の整備について

別紙のとおり意見書案を提出する。

平成 20 年 12 月 19 日提出

議会運営委員会
委員長 鎌 田 誠

雇用確保とよりよい労働環境の整備を求める意見書

バブル経済崩壊以降、我が国の雇用形態は大きく変化してきた。多様な働き方ができる社会になった半面、国際競争力維持のために雇用規制を緩和した結果、正規雇用と一時的な雇用の間で、賃金、待遇などの格差が広がっている。

いま必要とされていることは、雇用確保とあわせてよりよい労働環境の整備である。

誰もが将来への希望を持って働くことができる社会の実現を目指すため、政府においては、以下の点について特段の取り組みを行うよう強く求める。

記

- 1 失業で住居も失った労働者に対し、特定の金融機関が住宅費や生活費などを低利融資する仕組みをつくり、国が事実上の債務保証を行う。また、離職後も寮などから退去させず、無償で住居を提供した事業主には、助成金を支給する。財源を今年度の2次補正予算案に盛り込むこと。
- 2 採用内定取り消し対策では、企業への指導を徹底し、ハローワークに特別相談窓口を設置し、学生に対するきめ細かな就職支援を実施。
また、平成21年3月に卒業予定の学生に対する就職支援も強化。ものづくり企業や中小企業、介護分野など学生の職業意欲を喚起しつつ、地域の企業との就職面接会などを実施すること。
- 3 雇用調整助成金の特例措置。派遣先による派遣労働者の雇い入れへの助成措置の創設をすること。
- 4 経営難に陥った企業を支援する中小企業再生支援協議会の弁護士など再生専門家を増強し、サポート態勢を強化。中小・小規模企業の事業継続や再生を通じて雇用を維持させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月 日

岩見沢市議会

提出先
内閣総理大臣
厚生労働大臣